

7 生活保護関係

1) 生活保護法

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
生活保護法	生活に困窮するすべての国民に対して、必要な保護を行うことにより健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とする。	生活保護法 S 25. 5. 4	生活に困窮する者で、その者が利用し得る現金を含む資産、稼働能力その他あらゆるものを生活費に充当しても、なお厚生労働大臣の定める保護の基準で測定される最低限度の生活が維持できない者

2) 各種給付事業

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
生活保護世帯児童等援護事業	被保護世帯の児童を対象とし、保育所入所から中学校又は特別支援学校の中学部を卒業までの児童生徒の保育修学及び就職等に必要な物品を支給し、健全な育成と自立更正を助長する。	市生活保護世帯児童生徒援護金要綱 S 56. 10. 1	生活保護法による被保護世帯に属する児童生徒
授産所通所作業員就労奨励費支給事業	勤労意欲を助長するため、就労奨励費（通勤費の一部）を支給し、自立更生を図る。	市授産所作業員就労奨励費支給要綱 S 52. 10. 1	授産所（保護施設）作業員のうち、身体上又は精神上の障害者で、電車、バス等の交通機関を利用している者。

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
生活扶助 住宅扶助 教育扶助 医療扶助 介護扶助 出産扶助 生業扶助 葬祭扶助	申請先 生活支援課又は 福祉政策課篠ノ井分室	

給 付 内 容		申 請 手 続	備 考	
下表		申請先 生活支援課又は 福祉政策課篠ノ井分室		
援 護 の 種 類		援護の程度（1人につき）		支給時期
(イ)	保育所新規入所児童の支度に要するもの	10,000円相当		3月
(ロ)	小・中学校入学児童生徒の支度に要するもの	7,000円相当		3月
(ハ)	中学校卒業生徒の就職又は進学に要するもの	10,000円相当		3月
1 給付内容 1日あたり交通実費の1／2の額 (250円限度)		申請先 生活支援課		

3) 各種減免制度

名 称	準 拠 法	要 件
税金の減免	市税条例第41条、71条 S 42. 1. 9	1 市民税―生活保護の規程による保護を受けている者 2 固定資産税―貧困により生活のため公私の扶助を受けている者
国民年金保険料の免除	国民年金法89－2、90－2 S 34.11. 1	1 法定免除―生活保護による生活扶助受給期間 2 申請免除―生活保護法による生活扶助以外の扶助受給期間
ごみ処理手数料の減免	市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条及び長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第12条ただし書 S 48. 4. 1	生活保護法に規定する保護を受けている者 中国残留邦人等に対する支援給付を受けている者
し尿汲取手数料の減免	市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条 S 48. 4. 1	生活保護法に規定する保護を受けている者 中国残留邦人等に対する支援給付を受けている者
下水道使用料の減免	市公共下水道条例第32条 S 62. 4. 1	生活保護法に規定する保護を受けている者 中国残留邦人等に対する支援給付を受けている者
N H K放送受信料の減免	日本放送協会免除基準 1－8 S 43. 4. 1	生活保護法に規定する保護を受けている者 中国残留邦人等に対する支援給付を受けている者
市立高等学校の授業料の減免	長野市立学校の授業料等に関する条例第 5 条 S 41.10.16	生活保護法に規定する保護を受けている者
県立高等学校の授業料の減免	長野県高等学校授業料等徴収条例第 3 条 S 52. 3.28	生活保護法に規定する保護を受けている者
私立高等学校の授業料の減免	(私立高等学校授業料等軽減事業補助金)	生活保護法に規定する保護を受けている者
県営水道基本料金の減免	県営水道条例第22条 S 38. 3.22	生活保護法に規定する保護を受けている者 中国残留邦人等に対する支援給付を受けている者
がん検診・予防接種等の自己負担金の減免		生活保護法に規定する保護を受けている者 中国残留邦人等に対する支援給付を受けている者
J R 運賃 (通勤定期)	厚生労働省社会・児童家庭局長通知	生活保護法に規定する保護を受けている者

内 容	申 請 手 続	備 考
1 市民税 全額免除 2 固定資産税 全額免除	1 申請先 財政部市民税課 又は資産税課 2 必要書類等 (1) 減免申請書 (2) 保護証明書	
全額免除	申請先 保健福祉部国保・高齢者医療課国民年金室	
ごみ袋及び粗大ゴミシールを一定枚数支給する。	不要	
全額免除	申請先 生活環境課	
全額免除	申請先 上下水道局営業課	
全額免除	申請先 N H K長野放送局	
授業料の全額免除	申請先 通学している学校	
授業料の全額免除	申請先 通学している学校	
全日制課程の生徒については授業料の全額免除 (通信制課程は授業料の10分の 5 の額) が軽減されます。	申請先 通学している学校	入学金の軽減制度があります。
水道メーター口径13mmの基本料金 1 ヶ月10㎡までが706円になります。	申請先 県営水道	
がん検診等・高齢者インフルエンザ予防接種・高齢者肺炎球菌予防接種など (事業内容・要件など詳細は市保健所・保健センターへお問い合わせ下さい。)	受診時に受付へ必要書類を提出又は提示 必要書類 (発行窓口：生活支援課又は福祉政策課篠ノ井分室) ・生活保護受給者…受給証明書 ・特定中国残留邦人等支援給付受給者…本人確認証	
通勤定期 3 割引	申請先 生活支援課又は福祉政策課篠ノ井分室	

4）最低生活基準額（収入がない場合の一ヶ月当りの最低生活費）

令和7. 4. 1現在

保 護 の 種 類		3人世帯 (夫婦子1人世帯) 33歳 29歳 4歳	高齢者夫婦世帯 72歳 67歳
第 一 類		144,290円	115,230円
第 二 類			
教 育 費		—	—
住 宅 費		実費（上限額47,000円）	実費（上限額43,000円）
冬 季 加 算（11月～4月）		12,030円	10,590円
期 末 一 時 扶 助（12月）		21,640円	21,000円
母 子 加 算		—	—
児 童 養 育 加 算		10,190円	—
基 準 月 額	5～10月	154,480円＋住宅費	115,230円＋住宅費
	11、1、2、3、4月	166,510円＋住宅費	125,820円＋住宅費
	12月	188,150円＋住宅費	146,820円＋住宅費
	5月～10月一人当り	51,493円（住宅費別）	57,615円（住宅費別）

※第一類、第二類については、基準改定に伴う激変緩和措置により、第一類、第二類の合計額を用いた

5）生活保護受給者等の就労支援事業

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
生活保護受給者等 就労自立促進事業	生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等を支援対象者として、自治体にハローワークの常設相談窓口の設置などワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、支援対象者について、ハローワークと自治体が一体的となったきめ細やかな就労支援を推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。	生活保護受給者等 就労自立促進事業 実施要領	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている者等の内、稼働能力がある者や就労意欲の喚起を行う中で就労意欲が高い者が対象
被保護者就労支援 事業	生活保護受給者の就労支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行い、就労による自立を促進する。	被保護者就労支援 事業の実施について（社援保発0331第20平成27年3月31日付け、厚生労働省社会・援護局保護課長通達）	生活保護受給者の内、中高年齢者や就労阻害要因がある者を支援対象者とする。

高齢者単身世帯 70歳	母子3人世帯 30歳 9歳 4歳	備 考
71,990円	143,960円	1 住宅費(平成27. 7. 1改定) 単身世帯 36,000円 2人世帯 43,000円 3～5人世帯 47,000円 6人世帯 50,000円 7人以上 56,000円以内の実費支給 2 給食費は実費支給 3 学習支援費（クラブ活動費用）の年間上限金額 ・小学校 16,400円 ・中学校 59,800円 ・高校 101,000円
—	(小3) 3,400円	
実費（上限額36,000円）	実費（上限額47,000円）	
7,460円	12,030円	
12,880円	21,640円	
—	21,800円	
—	20,380円	
71,990円＋住宅費	189,540円＋住宅費	
79,450円＋住宅費	201,570円＋住宅費	
92,330円＋住宅費	223,210円＋住宅費	
71,990円（住宅費別）	63,180円（住宅費別）	

計算式により算出される。

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
福祉事務所のケースワーカー及び就労支援員が、ハローワークの就職支援ナビゲーターと就労支援チームを結成し、支援対象者を選定した上で、支援対象者に合った個別の就労支援プランを策定後職業相談・職業紹介・就職後のフォローアップなど就職支援を実施する。	問い合わせ先 ハローワーク長野福祉・就労支援コーナー（生活支援課内） Tel 224-8467 生活支援課又は 福祉政策課篠ノ井分室	
福祉事務所の就労支援員が、ケースワーカーや各機関と連携しながら、支援対象者と面接相談を行ったりハローワークへの同行など就労支援を実施する。	問い合わせ先 生活支援課又は 福祉政策課篠ノ井分室	

6) 生活困窮者自立支援制度

名 称	目 的	準 拠 法	要 件	
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。	生活困窮者自立支援法 H25.12.13	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者	
生活困窮者住居確保給付金			1 家賃補助 家賃補助の支給対象となる者は、次表のア～クのいずれにも該当する生活困窮者である。	
			ア	イ) 離職等又はロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること [ア基本要件]
			イ	イ) 離職等の場合は、申請日において、離職等の日から2年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他福祉事務所設置自治体がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。 又は ロ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること [イ離職期間等要件]

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う 2 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業の利用についてのアッセンを行う 3 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助を行う	問い合わせ先 生活支援課又は 長野市生活就労支援センター (まいさぼ長野市) 大字鶴賀緑町1714-5 長野市ふれあい福祉センター内 Tel 219-6880	
支給額 家賃補助は一月ごとに支給し、その月額は、次のア・イの場合に応じ、それぞれ定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。 ア 申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（以下「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合 ・生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額 イ 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 ・基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額	問い合わせ先 生活支援課又は 長野市生活就労支援センター (まいさぼ長野市) 大字鶴賀緑町1714-5 長野市ふれあい福祉センター内 Tel 219-6880	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件	
生活困窮者住居確保給付金(つづき)			ウ	イ) 離職等の場合は、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと ロ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること 〔ウ生計維持要件〕
			エ	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること 〔エ収入要件〕
			オ	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること 〔オ資産要件〕
			カ	公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記②ロ）に該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると福祉事務所設置自治体が認める場合は、申請日の属する月から起算して三月間（支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると福祉事務所設置自治体が認めるときは、六月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる 〔カ求職活動等要件〕
			キ	自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと 〔キ類似給付の受給に関する調整規定〕

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考

名 称	目 的	準 拠 法	要 件	
生活困窮者住居確保給付金(つづき)			ク	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと 〔クその他〕
			2	転居費用補助 転居費用補助の支給対象となる者は、次表のア～ウのいずれにも該当する生活困窮者である。
			ア	申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること 〔ア基本要件〕
			イ	申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること 〔イ収入減少期間要件〕
			ウ	申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること 〔ウ生計維持要件〕
			エ	申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額（収入基準額）以下であること 〔エ収入要件〕
			オ	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること 〔オ資産要件〕

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
対象経費 ・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用 支給額の上限 ・転居先の住居が所在する市の住宅扶助基準に基づく額の3を乗じて得た額（これによりがたいときは厚生労働大臣が定める額を上限とする。）		

名 称	目 的	準 拠 法	要 件	
生活困窮者住居確保給付金(つづき)			カ	生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のイ)又はロ)に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。 イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し(当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。)、家計全体の支出の削減が見込まれること。 ロ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する(当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。)が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。 [カ家計改善に関する要件]
			キ	自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと [キ類似給付の受給に関する調整規定]
			ク	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと
生活困窮者家計改善支援事業			現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある、家計収支の均衡が取れていないなど家計に問題を抱えている者	

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う	問い合わせ先 生活支援課又は 長野市生活就労支援センター (まいさば長野市) 大字鶴賀緑町1714-5 長野市ふれあい福祉センター内 Tel. 219-6880	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
生活困窮者就労準備支援事業			現に生活に困窮し、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない者 1 生活保護受給者 2 生活困窮者 (1) 次のいずれにも該当する者 ① 申請日の属する月における申請者(事業の利用を申請した者。以下、同じ。)及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合算額が、「基準額」と「住宅扶助基準に基づく額」との合算額以下であること ② 申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、「基準額」×6以下であること (2) (1)に該当する者に準ずる者として本市が認める者 ① (1)に該当する者に準ずる者として法第4条第3項に規定する本市が本事業による支援が必要であると認める者であること
生活困窮者一時生活支援事業			現に生活に困窮し、一定の住居を持たない者で、次の事項のいずれにも該当する者 1 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額(同一の世帯に属する者の収入の額を含む。)が、申請日の属する年度(申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額(以下「基準額」という。)及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること 2 申請日における金融資産の額(同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。)が、基準額に6を乗じて得た額(当該額が100万円を超える場合は100万円とする。)以下であること

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して行う	問い合わせ先 生活支援課又は 長野市生活就労支援センター (まいさぼ長野市) 大字鶴賀緑町1714-5 長野市ふれあい福祉センター内 Tel 219-6880	
宿泊場所の供与、食事の提供等を行う	問い合わせ先 生活支援課又は 長野市生活就労支援センター (まいさぼ長野市) 大字鶴賀緑町1714-5 長野市ふれあい福祉センター内 Tel 219-6880	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
生活困窮者学習支援事業			1 生活保護世帯の小学生から高校生世代までの児童・生徒 2 生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議において、本事業の対象とした小学生から高校生世代までの児童・生徒

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
基礎学力の向上のための学習支援や学習の場所・機会の提供などを通じ、高等学校等への進学及び卒業などに関する支援を行う	対象者の選定 1 生活保護世帯 市のケースワーカーが、本事業による支援が適当と判断した対象世帯に対し面接し、事業の説明を行い、参加を呼びかける 2 生活困窮世帯 自立相談支援機関によるアセスメント・スクリーニングの結果、本事業による支援が適当と判断した支援世帯に対し面接し、事業の説明を行い、参加を呼びかける 問い合わせ先 生活支援課又は 長野市生活就労支援センター (まいさぼ長野市) (生活困窮世帯の場合)	